



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. コインパ地貸訴訟 駐車場業に非ず

コインパーキング運営事業者に土地を貸付け、自ら舗装や精算機等を設置せず地代のみを収受する事業について、東京高裁は個人事業税の課税対象となる駐車場業には該当しないものと判断し、納税者が勝訴しました(R3.8.26)。

2. R4.1月開始の電子保存、紙と電子混在の判断

取引の資料について電子データと別に書面を原本として受領している場合は紙の保存が必要ですが、この場合、電子データはあくまで参考で紙を正本とする旨を当事者間で取り決めていれば、電子データは保存義務の対象外となります。

3. 最低賃金が10/1より引き上げられます

令和3(2021)年10月より神奈川県は1,040円(+28)、東京都は1,041円(+28)となりました。アルバイト・パート雇用を行う事業者さまはくれぐれもお気を付けください。

10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます

税金マメ知識

【再掲！】<インボイス登録本年10月開始②>
R3.10月からR5.3月までインボイス発行事業者の登録受付が行われます。対事業者向けビジネスで年商1千万円以上の顧問先さまには、原則として登録を推奨します。ひとり親方など常に年商1千万円以下の場合や、消費者向けに小売・飲食を行っている場合は、個別にご相談ください。登録すると免税にはならず、毎年必ず消費税の申告と納税の負担が生じます。R5.10月以降インボイスが発行できないと、得意先において消費税の控除が制限されてしまうため、同価格なら100%控除できる発行事業者の方が取引上有利です。選択肢は①登録をして消費税申告納付義務を負う、②登録しない代わりに請求時に消費税も上乗せしない、の二つになると思います。登録がなくとも年商1千万円を超えれば当然免税になりません。売側だけでなく買側についても同じことが言え、下請け業者の選定や価格交渉が必要になります。制度開始まで2年ありますのでよくよくご検討ください。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナ)



北海道2019 番外編 福岡天神中洲

今回はマイルの消化数が同じだったため、敢えて真っすぐに帰らずに福岡を経由して帰ってきました。中洲の屋台街でちょっと飯を食べて帰りたいかったです。チケット代変わらないなら寄り道しようよと提案したところ、妻から頭がおかしいと言われました。宿代余計にかかるだろうと...ということで歓楽街の裏にある雑居ビルをコンパネとコーススレッド(雑な建材)でリノベしたドミトリー(雑魚寝)宿に投宿。福岡名物のとりかわ、屋台の焼きラーメンを食べて帰りましたとさ。

晩酌のじかん

先日、北海道の道東地方の名産「ホッカイシマエビ」なるものを取り寄せました。野付半島産が有名です。採れたて新鮮なものを塩茹でして冷凍したものを送ってまいります。びっくりするほど甘みとうま味が強いんです。本当に塩以外入っていないのか疑うレベル。手をビショビショにしながら殻をむき、お頭のミソまですすったら、サッポロクラシックで流し込むのです。



☆事務所からの連絡☆

保険料控除資料が各ご家庭に届きます。従業員の下年末調整や確定申告で使いますので、大切に保管するようご周知ください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red